

鶴岡工業高等専門学校運営協議会規程

制 定 平成14年 2月 6日

最終改正 令和2年 5月29日

(設置)

第1条 鶴岡工業高等専門学校（以下「本校」という。）に鶴岡工業高等専門学校運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(目的)

第2条 協議会は、次の事項について点検・評価をし、助言、指導を与える。

- 一 教育の内部質保証システム（3つの方針（DP, CP, AP）に関する項目、及び校内PDCAサイクルに関する項目を含む）に関すること
- 二 教育組織及び教員・教育支援者等に関すること
- 三 学習環境及び学生支援等に関すること
- 四 財務基盤及び管理運営に関すること
- 五 準学士課程の教育課程・教育方法に関すること
- 六 準学士課程の学生の受入れに関すること
- 七 準学士課程の学習・教育の成果に関すること
- 八 専攻科課程の教育活動の状況に関すること
- 九 その他、正副委員長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから、校長が委嘱した委員及び校長をもって組織する。

- 一 本校の所在する地域の関係者
- 二 大学その他の教育研究機関の職員
- 三 その他高等専門学校に関し広くかつ高い識見を有する者

(正副委員長)

第4条 協議会に正副委員長を置き、委員長は委員の互選により選出し、副委員長は校長をもって充てる。

2 正副委員長は、共同して協議会を掌理し会議等を招集し、議長となる。

(任期)

第5条 第3条各号に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(オブザーバ)

第6条 本校副校長（総務・教務担当）及び事務部長は、オブザーバとして会議等に参加することができる。

(幹事)

第7条 協議会に幹事を置き、総務課長をもって充てる。

(事務)

第8条 協議会の事務は、総務課において処理する。

(改正手続)

第9条 この規程の改正は、校長の発議により、運営会議の議を経て校長が定める。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成14年2月6日から施行する。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成18年4月3日から施行し、同年4月1日から適用する。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年 5月29日から施行する。